

生駒市と akipa 株式会社との連携協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と akipa 株式会社（以下「乙」という。）は、乙の提供する予約制駐車場シェアリングサービス「akippa」（以下「akippa」という。）の活用を通じて、第1条に掲げる目的を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、「akippa」の活用を通じて、生駒市内の遊休スペースを有効活用し、駐車場不足・違法駐車など市民の駐車場に関する困り事を解消することで、地域の活性化と市民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に関する企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- （1）生駒市内において「akippa」のサービス・事業を積極的に展開
- （2）本取り組みについて相互の広報やネットワークを活用して積極的に発信
- （3）甲の未利用地の一部について、「akippa」を通じた活用の検討

（守秘義務）

第3条

甲及び乙は、双方から提供された情報その他本協定に基づいて知り得た一切の情報（公知の事実を除く。以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用しないものとし、これを第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（有効期間）

第4条

本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申出がない場合は、更に1年間、有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条

甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。また、甲乙間で本協定の解釈等につき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意をもって協議し、解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月2日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

乙 大阪府大阪市西区西本町1丁目2番1号
AXIS 本町ビル9F

akippa 株式会社

代表取締役